

放課後児童クラブ関係予算のポイント

令和元年度予算 888億円
(うち、子ども・子育て支援交付金

令和2年度予算案 978億円
令和2年度予算案 812億円)

「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日策定)を踏まえ、放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分(約122万人から約147万人)を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分(約122万人から約152万人)の受け皿整備を図る。また、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。地方分権一括法による「従うべき基準」の参酌化に伴い、常時職員1名配置とするクラブ等について、職員配置等に応じた補助基準額を設定する。

実施主体：市区町村(特別区を含む)

保護者 1/2	国 1/6	1/3	
	都道府県 1/6		1/3
	市区町村 1/6		1/3
国(1/6)は事業主拠出金財源			

令和2年度予算案の主な内容

1 施設整備費の国庫補助率高上げ【2016(平成28)年度からの継続】

公立の場合：(高上げ前)国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3
→(高上げ後)国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6

2 放課後児童クラブ運営費

(1) 放課後子ども環境整備事業

既存施設を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するための改修等の補助。

(2) 放課後児童クラブ支援事業

障害児受入れクラブへの専門的知識等を有する職員の配置や量的拡充のための市区町村の支援策等に対する補助。

(3) 障害児受入強化推進事業

障害児を3名以上受け入れた場合の加配職員及び医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員の配置等に要する経費の補助。

(4) 小規模放課後児童クラブ支援事業

19人以下の小規模クラブにおける職員の複数配置の経費補助。

(5) 放課後児童支援員の処遇改善

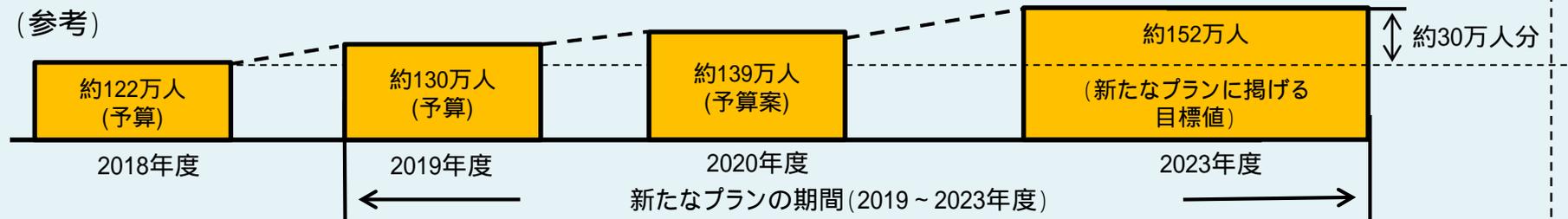
▶18:30を超えて開所するクラブに対し、放課後児童支援員等の処遇改善経費の補助。

▶放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善に要する経費の補助。

(6) 要支援児童等対応推進事業(令和2年度新規)

要支援児童等の支援のための職員配置の経費補助。

(参考)



放課後児童クラブの運営費について

地方分権一括法による放課後児童クラブに関する従うべき基準の参酌化(2020年4月施行予定)に伴い、放課後児童クラブ運営費について、以下のとおり見直しを行う。

人員配置基準

放課後児童支援員の配置基準(従うべき基準)

- ・ 2人以上の配置(うち1人を除き、補助員の代替可)
- ・ ただし、登録児童数が20人未満の場合は、1人は兼務可



参酌すべき基準

- 1) 児童が少ない時間帯(夕方の遅い時間、土日等)のみ、職員1名配置とするクラブについては、現行と同額の補助基準額により補助。
- 2) 児童が少ない時間帯に限らず職員を1名配置とするクラブについては、減額した補助基準額により補助。

資格要件

放課後児童支援員の資格(従うべき基準)

- 保育士、社会福祉士、教員等の基礎資格
- + 16科目、24時間の研修受講義務



参酌すべき基準

放課後児童支援員を配置しないクラブについては、減額した補助基準額により補助。

基礎資格を有する研修未受講者(2019年度までの経過措置により放課後児童支援員)は、参酌化施行後3年の見直しまでの間(令和4年度末まで)に研修修了を予定する者も、補助要綱上は放課後児童支援員とみなし、これまでと同様に補助。

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針(抄)(平成30年12月25日 閣議決定)

6 義務付け・枠付けの見直し等

【厚生労働省】

(3) 児童福祉法(昭22法164)

() 放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号)に従事する者及びその員数(34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。

なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の向上の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。